

平成28年12月19日
厚生労働省

大臣折衝事項

1. 平成29年度社会保障関係費

平成29年度の社会保障関係費の伸びは、2. の「改革工程表」等に沿った医療・介護制度改革の着実な実行、協会けんぽの超過準備金分の国庫補助特例減額等により、平成28年度比+5,000億円程度とすること。

2. 「改革工程表」等に沿った医療・介護制度改革の着実な実行

平成27年12月21日の財務大臣・厚生労働大臣合意において、社会保障制度改革について「経済・財政再生計画 改革工程表」に沿って着実に実行するとされていること及びその後の関係審議会等における検討の結果を踏まえ、別紙のとおり、結論の得られた医療・介護制度改革を着実に実行するとともに、引き続き検討が必要な事項等についてできるだけ早期に議論を進めていく。

(平成29年度国費▲1,080億円程度)

<内訳>

- ・高額療養費の見直し 国費▲220億円程度
- ・後期高齢者の保険料軽減特例の見直し 国費▲190億円程度
- ・入院時の光熱水費の見直し 国費▲20億円程度
- ・高額薬剤（オプジーボ）の薬価引下げ 国費▲200億円程度
- ・高額介護サービス費の見直し 国費▲10億円程度
- ・介護納付金の総報酬割の導入 国費▲440億円程度

3. 社会保障の充実等

- (1) 子ども・子育て支援新制度の着実な実施や社会的養護の充実等のため、6,960億円（公費。以下3.において同じ。）を措置すること。

また、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第84号）に基づき、平成29年8月から年金受給資格期間の

短縮を実施するため、260億円を措置すること。

(2) 国民健康保険への財政支援については、医療保険制度改革骨子(平成27年1月13日社会保障制度改革推進本部決定)の考え方に沿って国保改革を着実に実施していくため、平成32年度に消費税収(国分)が満年度化することも踏まえ、後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施に伴い生じる国費を含めた社会保障の充実財源の中で、下記の通り対応すること。

- ① 国保改革(都道府県単位化)が施行される平成30年度及び平成31年度において、予算措置に加え、財政安定化基金の一部を活用することにより、保険者努力支援制度等の実施のために必要となる約1,700億円を確保すること。
- ② このため、平成29年度予算においては、都道府県が保険料の激変緩和を目的として市町村に資金を交付するための約300億円及び上記①による活用も念頭に置いた約500億円を別途財政安定化基金の積立てに措置すること。
- ③ 上記②による積立て分を除く財政安定化基金については、平成29年度はこれまでの積立分と合わせて1,700億円規模を確保し、平成32年度末までに必要な積み増しを行い、2,000億円規模を確保すること。

(3) 以上の措置を含め、社会保障・税一体改革の一環として行う社会保障の充実については、1兆8,390億円を措置すること。

その財源については、消費税増収分と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用して確保すること。

4. 介護人材・障害福祉サービス人材の処遇改善

介護人材及び障害福祉サービス人材の処遇改善については、平成29年度に臨時の報酬改定を行い、現行の処遇改善加算(I)の算定に必要な要件に加えて、キャリアアップの仕組みとして、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は明文化された客観的な基準に基づき定期的に昇給を判断する仕組みを設ける旨の要件(就業規則等の明確

な書面での整備・全ての職員への周知を含む）を新設し、これらの要件を全て満たす場合に月額平均1万円相当の改善を実施すること。

5. 雇用保険制度の見直し（国庫負担の時限的引下げ）

雇用保険制度については、「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）を踏まえ、平成29年度から平成31年度の3年間に限り、以下の対応を行う。

- 雇用保険料0.2%引下げ 0.8%→0.6%（労使折半）
- 雇用保険の国庫負担引下げ 本則の55%→本則の10%

このほか、以下の見直し・拡充を行うこととする。

○ 育児休業給付の延長

保育所に入れない等の場合、育児休業期間を1歳6ヶ月から最大2歳まで延長を可能とする見直しを行うことと併せて、必要な育児休業給付を延長する。

○ 教育訓練給付の拡充

労働者の職業能力の開発、向上を推進するため、中長期的なキャリア形成を支援する専門実践教育訓練給付について、給付率を最大6割、48万円／年から最大7割、56万円／年とする等の拡充を行う。

○ その他暫定措置等に係る所要の見直し

6. その他

平成28年度当初予算に計上した「簡素な給付措置」に係る事務費相当額（373億円）については、平成30年度予算の概算要求に当たり、平成29年度厚生労働省一般会計歳出予算額から控除した上で、所定の方針に基づき概算要求を行うこととし、当該相当額の取扱いについては、平成30年度予算編成過程で検討するものとする。

<医療制度改革>

(1) 高額療養費制度の見直し

① 現役並み所得者

- ー 外来上限特例の上限額を 44,400 円から 57,600 円に引き上げる。

【平成 29 年 8 月施行】

- ー 外来上限特例を撤廃した上で、所得区分を下記の通り細分化して負担上限額を引き上げる【平成 30 年 8 月施行】

年収約 1,160 万円～

$252,600 \text{ 円} + (\text{医療費} - 842,000 \text{ 円}) \times 1\% < 140,100 \text{ 円} >$

年収約 770～1,160 万円

$167,400 \text{ 円} + (\text{医療費} - 558,000 \text{ 円}) \times 1\% < 93,000 \text{ 円} >$

年収約 370～770 万円

$80,100 \text{ 円} + (\text{医療費} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\% < 44,400 \text{ 円} >$

(注) < > 内は多数回該当の場合

② 一般所得

- ー 負担上限額を 44,400 円から 57,600 円に引き上げ、多数回該当(44,400 円)を設ける。【平成 29 年 8 月施行】

- ー 外来上限特例の上限額について 12,000 円から 14,000 円に引き上げ、あわせて、144,000 円の年間上限を設ける。【平成 29 年 8 月施行】

- ・ 外来上限特例の上限額について 14,000 円から 18,000 円に引き上げる。【平成 30 年 8 月施行】

(2) 高額医療・高額介護合算療養費制度の見直し

- ー 現役並み所得区分の負担上限額について、下記の通り細分化したうえで上限額を引上げる。【平成 30 年 8 月施行】

・ 年収約 1,160 万円～ 212 万円

・ 年収約 770～1,160 万円 141 万円

・ 年収約 370～770 万円 67 万円 (据え置き)

(3) 後期高齢者の保険料軽減特例の見直し

- ー 所得割の軽減特例及び元被扶養者に対する軽減特例について、下記の通り段階的に本則に戻す。なお、均等割の軽減特例の見直しは、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施する。また、元被扶養者に対する所得割については、賦課開始時期を引き続き検討する。
 - ・ 所得割の軽減特例を2割軽減、元被扶養者に対する均等割の軽減特例を7割軽減とする。【平成29年4月施行】
 - ・ 所得割の軽減特例を廃止し、元被扶養者に対する均等割の軽減特例を5割軽減とする。【平成30年4月施行】
 - ・ 元被扶養者に対する均等割の軽減特例を廃止する。【平成31年4月施行】

(4) 入院時の光熱水費相当額に係る患者負担の見直し

- ー 65歳以上の医療療養病床に入院する患者（医療区分Ⅰ）に係る光熱水費相当額について、日額320円から370円に引き上げる。【平成29年10月施行】
- ー 65歳以上の医療療養病床に入院する患者（医療区分ⅡⅢ）について、光熱水費相当額として平成29年10月から日額200円、平成30年4月から日額370円の負担を求める（難病患者を除く）。

(5) 金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担の在り方

- ー マイナンバーの導入等の正確な金融資産の把握に向けた取組みを踏まえつつ、引き続き医療保険制度における負担への反映方法について関係審議会等において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。【平成30年度末まで】

(6) かかりつけ医の普及の観点からの外来時の定額負担

- ー かかりつけ医の普及に向けて、まずは病院・診療所間の機能分化の観点から、医療保険財政の持続可能性の観点等を踏まえつつ、病院への外来受診時の定額負担に関し、現行の選定療養による定額負

担の対象の見直しを含め、関係審議会等において具体的な検討を進め、結論を得る。【平成 29 年末まで】

- － かかりつけ医以外を受診した場合の定額負担の導入を含め、かかりつけ医の普及を進める方策や外来時の定額負担の在り方について、関係審議会等においてさらに検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。【平成 30 年度末まで】

(7) 市販品類似薬に係る保険給付の見直し

- － 薬剤自己負担の引上げについて、市販品と医療用医薬品との間の価格のバランス、医薬品の適正使用の促進等の観点を踏まえつつ、対象範囲を含め幅広い観点から引き続き関係審議会等において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。【平成 30 年度末まで】

(8) 高額薬剤への対応

- － オプジーボについて、市場が大幅に拡大した状況を踏まえ、薬価を 50%引き下げる。【平成 29 年 2 月施行】

<介護制度改革>

(1) 高額介護サービス費制度の見直し

- － 一般区分の月額上限を37,200円から44,400円に引き上げる。【平成 29年 8 月施行】
- － 1割負担の被保険者のみの世帯については、平成32年7月末までの時限措置として、446,400円（37,200円×12）の年間上限を設定する。

(2) 介護保険における利用者負担割合の見直し

- － 所得水準が現役世代並みと認められる個人について、利用者負担割合を3割に引き上げる。【平成30年8月施行】

(3) 介護納付金の総報酬割の導入

- ー 被用者保険における介護納付金について、現行の加入者割から総報酬割へ段階的に移行する【平成29年度から段階施行※（平成29年度・平成30年度1/2導入、平成31年度3/4導入、平成32年度全面導入）】。

※平成29年8月分の介護納付金から適用（平成29年度分については介護納付金のうちの8/12について導入）

- ー 平成31年度末までの時限措置として、総報酬割の導入による負担の増加が特に大きい保険者に対する支援策（年度ごとに被保険者一人当たりの介護納付金の額に上限を設け、その超過分を全ての被用者保険者間で加入者割により再按分して負担※）を導入する。

※各年度の予算で定める範囲内（平成29年度は国費90億円程度）で、一定の被用者保険者に対し、再按分による負担の増加分の全部又は一部を国庫補助

(4) 生活援助サービスその他の給付の見直し

- ー 生活援助を中心に訪問介護を行う場合の人員基準の緩和及びそれに応じた報酬の設定を行う。【平成30年度介護報酬改定】
- ー 通所介護などその他の給付の適正化を検討する。【平成30年度介護報酬改定】
- ー 軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付の地域支援事業への移行について、介護予防訪問介護等の移行状況等を踏まえつつ、引き続き検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。【平成31年度末まで】

(5) 福祉用具貸与の見直し

- ー 国が商品ごとに全国平均貸与価格を公表する。【平成30年10月施行】
- ー 福祉用具貸与業者に対し、貸与商品の全国平均貸与価格と当該福祉用具貸与業者における貸与価格の両方の利用者への説明及び機能や価格帯の異なる複数の商品の提示を義務付ける。【平成30年10月施行（複数の商品の提示の義務付けは平成30年4月施行）】
- ー 商品ごとに「全国平均貸与価格＋1標準偏差」を貸与価格の上限として設定する。【平成30年10月施行】

（６）保険者機能の強化

- － 保険者による自立支援、重度化防止等に向けた取組を推進するための財政的インセンティブの付与の在り方について、要介護状態の維持・改善の度合い、年齢調整後の一人当たり介護給付費の水準等の具体的かつ客観的な成果指標を活用することも含め、平成30年度予算編成過程で検討する。【平成30年４月施行】